

# キリシタン紋章説と中川久留子

松田毅一

十字の紋章とキリシタンの關係を學問的に取扱つたものに、沼田頼輔博士の著書「日本紋章字」がある。同書が日本の紋章(一)に關して不朽の名著であることは今更贅言を要さないものであるが、事、十字紋とキリスト教に關しては、甚だしく論拠を缺いている。しかも、そこに述べられていることは、各地のキリシタン遺物の研究者に大きい影響を及ぼしていると思われるので、ここで再検討を試み、吾人の見解を披瀝しておく必要を認める。

沼田博士は、十文紋のことを、同書の第四篇第三章「久留子」、同第四章「祇園守」、第七篇第四章「十」の三章において論じているのであるが、その要旨を長文を厭わず左に掲載する。

## 一、久留守紋の項

キリシタン宗門が伝来して以来各地に教会が建てられ、中にも京都南蛮寺の屋根には十字架の紋章がある。(二)妙心寺の南蛮鐘には、十字架の記号があり、キリシタンの墓碑にも十字架が刻まれ、大坂冬夏の陣においてキリシタンが十字架の旗を用いたことが史料に見え、現存する島原の乱の軍旗にも十字紋がある。キリシタンは、その後嚴禁されたが、「その禁止以前に遡りてこれを信仰せし豪族に就き、その家紋を點検するときは、尚、久留子紋（十字架紋）を用ゐしもの絶無にあらざり。即ち、因幡、備前の池田氏、豊後の中川氏・其他諸大名の家臣・及、徳川氏麾下の士には、基督教關係の家紋と認むべきもの少なからず。」(三)久留子紋として用いられているのは、「希臘久留子」聖アンドリュウ久留子、マルタース久留子、(三)パテント久留子、クロスレット久留子、花

久留子等とする。「希臘久留子」は轡紋(四)と混同して、今これを区別するを得ず、聖アンドリュウ久留子は、祇園守紋の中にその形を留め、パテント久留子は、中川久留子と称する紋章にその形を留め、花久留子は花轡と称する紋章にその形を留めたり。又、マルタース久留子は、矢筈十文字として、その形を留めたり。久留子紋は、基督教の信者によりて用ゐられたるものなるが故に、今日この紋章を用ゐるものは、いずれもその祖先の基督信者たりしものの子孫に係れり。今、その主なるものを挙げるときは、備前、因幡の両池田氏、筑後の立花、有馬の二氏、豊後の中川氏等あり。(五)

二八

寛永十三年開板の御指物揃書入には、池田備中守長幸の指物に花久留子があり、備陽記 池田武蔵守利隆公大阪御陣家中馬印旗指物の條に、「すみとり紙のくるす池田伯耆守・金の十文字、岩根伝五郎、黒には鳥毛十文字、橋本兵藏・」等とある。「上記、くるすとあるは、久留子、即ち十字架にして、十文字も亦、これに関連せる紋章なりとす、尚、池田氏が基督教信者なりしことを立証すべきは、その家紋として祇園守を用ゐしにありとす。」

中川氏の始祖瀬兵衛清秀は、「最も熱心なる基督教の信者たりしことは、宗教のために一族を犠牲にし、信長に応じたりし事、日本西教史にも記されて著名なる事実とす。」その子中川秀政もキリシタンを奉じたことは、豊後中川神社に「南蛮鐘」があることから想像できるし、中川氏の家紋はクロスレット久留子に象つたものである。

その他、久留子紋を用いたものに、高木、辻、島崎、内田の諸氏があり、水戸家の家臣岡田氏の十字架紋がキリスト教の信仰に基づくことは、その祖信濃守の時に、キリスト教の嫌疑で八丈島に流されたことから容易に知るを得る。摂津の豪族、池田、高山、中川、伊丹、能勢、平岡の諸氏が、十字架系統の紋章を用いているのは、戦国時代に、その地方でキリスト教が行なわれた関係による。

## 二、祇園守の項

「祇園守を紋章に擇べるは、主として祇園神の崇拜に本づけるものなるべしといへども、後、基督教を奉ずるものこの祇園守に附すに、更にアンドリュウ久留子の形を以てし、祇園神の崇拜に假托し、これを用ゐたりしことは、この紋章を用ゐるしも

のの祖先が、大率、戦国時代に於て熱心なる基督教の信者たりしのみならず、又、この祇園守に就いて、古来基督教関係の伝説ありしを以てこれを証すべし。」祇園守紋を用いたものに、徳川時代の大名として、備前、因幡の両池田氏があり、キリシタンの信仰に基いている。又、立花氏の場合は、初めは祇園神の信仰に基いたのであるが、後にはキリシタンの信仰に転じてアンドリュウ久留守を用いたのである<sup>(七)</sup>。

### 三、「十」の項

十文字紋は、島津氏に代表されるものであるが、その意義については定説がない。島津氏の十字紋もキリスト教と関係があるとする説があるが、その家紋は、フランシスコ・シャウイエルの来朝以前からのものであるから、その点は否定される。十文字紋を一種の呪符として用いる風習は、支那伝来のもので、日本では全国各地で古くから行なわれている。十字符は、また太古から各民族のもとで用いられ、世界普遍のものであり、その関係、性質を究め尽くすことは容易ではない。十文字紋には、筆勢を示すものと示さざるものがあり、島津氏の家紋は、前者から後者へと変つたのである。筆勢を示さぬ十文字紋の種類は無慮数十種に及び、島津氏一門の七十種を图示<sup>(八)</sup>する、云々。

以上、沼田頼輔博士の「日本紋章学」における十字紋に関する箇所を要約したが、そこには種々の偏見や誤解が指摘される。第一、同博士は、十字の紋章を、「久留子紋」・「祇園守紋」・「十文字紋」の三種に大別し、前二者はキリスト教と関係があり、十文字紋は無関係とする。そして久留子紋として掲げた「ラテン久留子」・「ギリシヤ久留子」・「マルタース久留子」等を、「十文字紋」の例としても島津氏一門の家紋の中で掲げている。氏はその区別を何等明らかにしていないから、「久留子紋」と「十文字紋」に分類することは無意義と言わねばなるまい。前引のように、「聖アンドリュウ久留子は、祇園守紋の中にその形を留め、マルタース久留子は、矢筈十文字としてその形を留めたり」等と言うのは、何の論証にもならず、キ

リスト教団で用いられた十字の記号と同種のものが、日本の紋章の中にもあることを示すに過ぎない。

第二、キリントンが、衣服、墓碑、鐘、旗指物等に十字の記号を用いたことは、十字架がキリストの象徴であつた以上明らかなことであるが、彼等が家紋として「十字」を用いたかどうかは甚だ疑問である。少くとも、今日まで紹介されている古い文獻史料のどこにもそのようなことは記されていない。たとえ沼田博士が記すように、キリントンが「久留子紋」を用いたことを事実としても、「それ故に、今日この紋章を用いる者は、何れもその祖先がキリントンであつた」と言うのは、非論理的であり暴論であるとの謗りを免れない。久留子紋は、初め、キリントンしか用いなかつたという証明をしない限り、その説は成り立たない。

ところで、キリントンは、十字の紋章を用いたであろうか。或いは十字の紋章を用いた者はキリントンであつたらうか。

沼田博士のこの点に関する論述は、支離滅裂で、反論にも支障を来す程のものである。

敢て論旨を立て直すならば、

一、池田氏は、「花久留子」、「くるす」、「十文字」と呼ばれる名称の十字紋を用いた。

二、池田氏は、キリントンである証拠に、家紋として祇園守を用いた。

三、祇園守の紋章を用いたものの祖先は、たいてい戦国時代において熱心なキリントンであつたのみならず、この祇園守について、古来キリントン関係の伝説がある。

四、「甲子夜話」に左の記事がある。

「一日、此事（中川家紋のこと）を松平冠山（因幡鹿野池田定常）に語れば、曰はく、吾が家にこの紋を用ゐること由緒詳ならず。伝ふる所は、天王より拜領せし紋なりといふ。世上には祇園守と云ふなれど、思ふに、中川の紋の類にて、恐らく十字架ならん。天王の王は、主の字なりしも計がたし杯語りて、一歎して止みぬ。又、思ふに両氏の紋いかにも蛮物の象をなせり。」

五、右の説は、この紋を用いた因幡池田氏の説くところなれば、蓋し、家伝として窃に伝えたもので、「信ずるに足るべし。」右において、沼田博士は、池田氏がキリシタンであつたことを、どこにも証明していない。又、祇園守と久留子紋の關係について何等述べるところがない。要するに池田氏は、十字の紋章を用いた。その紋章は、「甲子夜話」の伝えるように、恐らく十字架に由来し、天王より拜領したと伝えるのは、天主よりの誤りであろう、と言うに過ぎない。因みに「甲子夜話」は、文政四（一八二二）年から三十年に亘り、平戸藩主松浦静山が著わした随筆集で、因幡の池田氏が静山に語つた家紋の由緒に関することは、ほとんど信ずるに足りぬものである。沼田博士自身、同書の別の個所で、「甲子夜話」の島津家の十字紋がキリスト教と關係があるとの説を否定しておられるのである。<sup>(一四)</sup>

沼田博士の説は甚だ不明確であるが、察するところ、古文獻に、「十字」を「クルス」と稱しているところから、キリスト教と關係があると断定されるに至つたらしい。即ち、「クルス」はキリスト教の「十字架」に外ならないと言うのである。クルスは、ポルトガル語やスペイン語で、「十字架」を意味し、キリシタンが「十字架」のことを確かに「クルス」と稱したことは、水戸藩没収教書や元和年間のキリシタン証言文書等、邦文書にしばしば「くるす」とあつて明白なことである。又、キリシタン用語としてのクルスが、町名ともなつたことは、長崎に會つて「くるす町」<sup>(一五)</sup>があつたことから判明する。これに関連して言うならば、キリシタン用語の「神」を指す「デウス」が、「だいうす、大曰」の地名として残り、「ルカス」に由来すると思われる「炉粕町」も現在に及んでゐる。<sup>(一六)</sup>従つて「クルス」も「十字」を指す日本語として使用しても一向に差支へはなかつたに違いない。「十字」の記号や紋章は、キリスト教伝来以前から存在した<sup>(一七)</sup>ことであり、「クルス」の名前は、同音のものが、キリスト教と無關係に日本語として別に存在した<sup>(一八)</sup>ことも、不自然さを感じしめなかつたであらう。それ故、「クルス」は「十字」を指して用いられた外来語であつても、必ずしもキリスト教の「十字架」を意味し、「クルス紋」は「十字架紋」である。依つてキリスト教徒の紋であるなどとは断定できないのである。

次に、沼田説の中で他に注目すべきものありとすれば、「中川久留子」に就いてである。沼田博士は、既述のようにクラッ

セの「西教史」に基いて、中川氏の祖瀬兵衛清秀は、極めて熱心なキリシタンであつたとする。然し同書には全くそのようなことは記されて居らず、同氏が、ジュスト高山右近のことを誤つて清秀と解したに過ぎない<sup>(二〇)</sup>。又、博士は、その子秀政が、父の遺志を継いでキリシタンになつたのは、秀政の時にキリスト教関係の南蛮鐘を同家に伝えたことから想像できる、とし、中川家の家紋が「久留子紋」であることや、豊後竹田の中川神社に十字のついた南蛮鐘があることを指摘し、更に「甲子夜話」の左の記事を掲げている。

「中川氏の家紋に此の如き紋あり。彼家にては轡くづし、又、クルスとも云ふと聞く。予竊に思ふ、彼元祖瀬兵衛の頃は、南蛮寺盛んに行はれて、瀬兵衛も此宗なりしと云、然らば此紋は彼の崇奉する所の十字聖架なるべし。今轡くづしと謂ふは、忌諱を避くるなるべし<sup>(二一)</sup>。又、クルスと云ふも、キリスの蠻語転ぜしにや<sup>(二二)</sup>。」

沼田博士が、右において秀政としているのは、その弟の秀成の誤りであり<sup>(二三)</sup>。「甲子夜話」が瀬兵衛をキリシタンであろうとしているのは何の根拠もないことで、反対に彼はキリシタンの高山右近の敵対者であつたのである。中川家の轡紋の由来については、文化三(一八〇六)年に、古田広計が、「クルス御紋之事」として述べる<sup>(二四)</sup>ところがあるが、大同小異の俗説に過ぎない。然しそれにしても、豊後中川氏の紋章と、中川神社の南蛮鐘のことは、簡単に却下できない問題を孕んでいる。何故ならば、研究が進んだ近年においても尚、豊後の中川氏をキリシタンとみなし、中川久留子紋がキリシタンと関係があるとの説が流布しているからである。

村上直次郎博士は、エーヴォラ版のイエズス会書簡集所収、一五八五年八月二十七日付、長崎発信、ルイス・フロイスの日本年報を訳出された際、

「筑前殿の顧問である他の老人の子である播磨の国に在る三木城主も亦キリシタンとなつた」(原文 *Tambem se fez Christão o senhor da fortaleza de Miqui em o reino de Farima, filho de outro velho do conselho de Chicugendono.*)<sup>(二五)</sup>

の「老人」の箇所に「中川清秀」、三木城主のところに「中川秀政」の注を加えられた。然しそれは事実とは思われない。第一に、右の年報は、その記述の少し後のところで、茨木城の *Capitao* (中川清秀) 瀬兵衛は、ジュスト高山右近の大敵で、三年前に越前の戦 (賤ヶ嶽の合戦) で戦死し、二子がその跡を継いだ、と述べている。その二子(六)が中川秀政であるから、先の三木城の *senhor* が秀政と別人であることは明らかであろう。

第二に、中川秀政が三木城主になったのは、邦文献によれば、天正十三年閏八月二十二日 (一五八五年十月十五日) のことである一方、フロイスのこの年報は、各地からの報告を編纂した後に、一五八五年八月二十七日付で長崎から発信されたものである。従って、フロイスが中川秀政を三木城主として記すことはあり得ない。

第三に、フロイスは、後に「日本史」の名著を執筆するにあたり、年報を補足充実するところがあつたが、そこでも彼は、右の改案した人物について、ただ単に «*Outro Senhor da Fortaleza de Miqui do Reino de Fezima*» (110) としか記さなかつた。もしそれが中川秀政を指すならば、詳細を好み、且つ父の中川清秀のことを熟知していた彼が、そのような表現をするわけがない。

中川氏の久留子紋については、文禄三年に豊後岡城主となつて、播磨三木城から移つて来た中川秀成を問題とせねばならない。彼は、兄秀政亡き後、家督を相続し、豊後中川家の始祖となつたのである。秀成がキリシタンになつたという史料は、曾て紹介されたことはない。筆者の知る限り、それを主張しているのは、昭和二十三年に刊行された西村貞氏の「キリシタンと茶道」の記事が最初であらうと思われる。西村氏は、前記、フロイスの一五八五年度年報に «*Cunhaio*» がキリシタンである、とあり、村上博士が正しく、(小寺)官兵衛 (黒田孝高) とされているところを「*Cunhaio*» と称する人であるのは、官兵衛、すなわち如水と同一人物と考へられなくもないがあるいは「小兵衛」乃ち秀政の弟秀成の誤記ではないかと思へるふしがある」と述べ、秀成が豊後竹田の岡城主となつたことを叙し、そこでは、(111)

「あたらしく竹田領主となつた彼は、上記のごとく大の切支丹信者であつたから……」(112) と記している。一頁前には、

「思へるふしがある」と述べ、ついで何の証拠も挙げずに、「上記のごとく大の切支丹信者であった」というのであるから驚く外はないであろう。要するに中川秀成がキリシタンであったことは認め難い。従って、豊後中川家の紋章が、彎くづし、又は久留子と言われる十字型が加わった形式であるからと言って、これをキリシタンに結びつけることは、牽強付会以外の何ものでないことになる。<sup>(二四)</sup>

沼田博士のキリシタンと紋章に関する説を更に論じ続けるならば、氏は、久留子紋や祇園守紋をキリシタンが用いた例として、因幡、備前の池田氏、筑後の立花氏、有馬の二氏、高木、辻、島崎、内田の諸氏、水戸家の家臣岡田氏、攝津の豪族、池田、高山、中川、伊丹、能勢、平岡氏等、数多くの氏名を列挙している。就中、池田、中川氏については先にも述べたが、博士が如何なる根拠から、斯る例を挙げたかは理解に苦しむところである。水戸の岡田信濃守がキリシタンの嫌疑で八丈島に流されたという史実は、典拠も示されておらず、吾人の知る史料にはどこにも見出されない。右の中、キリシタンになったことが明白なのは、攝津の高山右近と、池田丹後守教正、肥前の有馬義貞、同鎮純（晴信）等であるが、彼等が用いた紋章は、唯かなことは全く判らないはずである。筑後の立花氏については、柳河の城主立花宗茂がキリシタンに好意を示した時期があり、その子供かと思われる「柳河城主の幼い息子」が、父が知らないうちに、一五九〇年に受洗した。然し、立花宗茂がその後、キリシタン宗門に好意を持ち続けたという史料はないし、迫害者の立場にあったことだけが判っている。<sup>(二五)</sup> 洗礼を受けたかも知れないその子息のことは全くその後報せられた形跡がなく、一六一七年の筑後のキリシタン証言文書にもそれらしい名前はない。このような事情の立花氏の家紋祇園守を、いたずらにキリシタン宗門に関連づけて述べることは如何かと思われる。

要するに、現代、高山、有馬、池田、立花の姓を有する家系にして、久留子や祇園守の紋を使用しているところがあったも、それは織豊時代にキリシタンであった人々に由来するという証拠にはならないのである。

以上により、沼田頼輔博士の久留子紋と祇園守紋がキリシタン宗門と関係があるとの説は、何等の根拠がないことが明ら



かであるう。

日本の紋章の中には、沼田博士が紹介された以外の十字の紋章もある。徳島市の片山家の女子の替紋は、台上に十字で風変りなものである。同家の庭に織部型の灯籠があることに関連させて、西村貞氏は、同紋はキリシタンと関係があるとされたが、別稿で述べるように、織部型灯籠は、キリシタン宗門と関係はないものである。筆者は、先年、片山家を訪れて調査したが、同家とキリシタン宗門の関連性は何等見出すことができなかったのである。

姫路城の瓦に十字の紋があることを、キリシタンの黒田孝高と結びつける説があるが、およそ根拠のないことである。姫路城は、十四世紀に始まり、爾来、諸氏が城主として入れ替った後、小寺官兵衛（黒田孝高）が、天正年間に四年程城主を勤めた。彼は一五八〇（天正八）年に、羽柴秀吉に同城を献納し、秀吉は直ちに同城を毀ち、三層の天守閣を築いた。孝高がキリシタンになったのは、一五八五（天正十三）年のことである。姫路城は、一六〇〇（慶長五）年に、池田輝政に与えられ、彼は、五層の天守閣を築営した。次いで一六一七（元和三）年に本多忠政が増改築を行なって天下の名城を完成したのである。<sup>(四〇)</sup>この経過を見れば、現在の姫路城の瓦に十字の紋がついたものがあっても、黒田孝高に由来するということは、全くあり得ないこと、或いはキリシタン信仰に基づくことは何等証明されぬことである。

黒田孝高の家紋を<sup>(四一)</sup>とするとする人があるが、之亦誤っている。黒田家の紋は、橋であったのを、孝高は、三葉に藤の花房三箇を出して巴のように囀らしたものであった。<sup>(四二)</sup>

日本の紋章のうちで、何等かの十字型をなしているものを数えるならば、数百種もあり、<sup>(四三)</sup>紋章でない十字の記号がついた文化財は無数と言えるほど存在するにかかわらず、それらを見出すと何かとキリシタン宗門にかこつけて紹介する向きがあるのは解し兼ねるところである。十六、七世紀にキリシタン宗門が盛んであった折にも、キリシタンは国民の約一%ほどしか居らず、大部分は九州の貧しい下層の人々であり、しかも長期にわたり、幕府から徹底的な禁圧を蒙ったのであった。キリシタンの表徴となるものを所持しておれば、キリシタンでなくとも、キリシタンの嫌疑だけで処刑されたのが実状であった。十字は、

キリシタンの表徴ではあったが、キリシタンと無関係に到る所に存在していることが明白であるからこそ、家紋としても、又各種の文化財にも公然と使用し得たのである。この単純且つ当然と思われる事実を誤解し、いたずらに十字の記号をキリシタンに關連づけて世に紹介するならば、キリシタンの研究は健全な発展を遂げ得ないと言わねばなるまい。

注(一) 沼田頼輔著、「日本紋章学」、昭和十五年、明治書院。之に先立ち昭和二年に「綱要日本紋章学」が刊行されている。本稿では、昭和四三年に人物任來社から出版された前者の新版、「三八六頁」に基いている。その他沼田博士の「信仰に關する家紋」(明治聖徳記念等會紀要、一八号)、大正二年。「天主教信者と其家紋」(新小説、三一ノ七、後、宝文館「切支丹土記、研究篇」所収)がある。

(二) 沼田、「紋章学」、八二四頁。然しこれは不確かなことである。天正の京都南蛮寺建立の記録には、そのようなことは書かれていないし、慶長時代のものと思われる京都南蛮寺の描写図(神戸市立南蛮美術館所蔵扇面図)にも、屋根に十字架は描かれていない。然し、長崎を描いた南蛮屏風には、教會の頂きに十字架が書かれているから、京都の南蛮寺でも同様であつたらうと言ふのならば、別に異論はない。

(三) 先が割れた所謂「切竹十文字」、「矢筈十文字」である。この種のもの、日本では到るところに見られ(例えば、伊賀上野の上行寺、妙見堂)、キリシタン宗門と無関係であることは明らかである。

(四) 新村出編、「広薙苑」、六一一頁参照。

(五) 沼田、「紋章学」、八三三—八三〇頁。

(六) 同右、八三〇—八三四頁。

(七) 同右、八三四—八三九頁。

(八) 同右、二二七九—二三〇〇頁函版、二二九〇—二二頁。

(九) 「島原記」に「彼宗門には十字の字を重じて紋所<sub>レ</sub>にこれを用ふ」とある。(通航一覽)、卷一九二、新編第五卷、一四八一—九頁)が、島原の乱の時没収品の旗や、大坂陣の際の明石掃部の旗のように、十字架を描いたという意味にとるべきである。

(一〇) 慶長五年刊行のキリシタン版「どちりなきりしたん」に、「キリシタンのしるしとはなに事ぞや」、「たつきクルスなり」(海老沢有道校注、「長崎版どちりなきりしたん」、岩波文庫、一九頁)とある。

(一一) 沼田、「紋章学」、八三〇—一頁。

(一二) 同右、二二八一—四頁。

(二三) 拙著、「近世初期日本関係南蛮史料の研究」、風間書房、一一六二頁。

(二四) 同右、一一七八頁。河内若江の「クルス」の小字名も、場所柄、キリシタンに由来するかも知れない(同右、七一五頁)。

(二五) 京都では、上京区油小路通元誓願寺下ル、下京区綾小路通堀川西入妙満寺町、下京区松原通新町西入ル、釜座通りの三カ所に、その他名が残った。

(二六) 拙著、前掲書、一一七九、一二一八頁。

(二七) 新井白石は、「西洋紀聞」の中で、「クルスは十字也……漢に翻して十字架というもの也」(宮崎道生校注、「西洋紀聞」、七二、八八頁)と述べている。

(二八) 長崎オランダ商館員の日記の一六五三年七月二十日の條には、長崎で或る婦人が、突然恐ろしいことに遭い、「オー・イエスよ」と言ったために、直ちに奉行所に召喚され、投獄されたという記事がある(村上直次郎訳、「長崎オランダ商館日記」、第三輯、二二八頁)。それは多分、「ゼズス(イエズス)」と言ったのであろう。このキリストしか指さない言葉は、徳川時代に禁句であつたらしく、潜伏キリシタンの間は別として、外来語としても地名としても後世に残つた例を知らない。

(二九) クルスは又「屋根(クル)上の砂地(ス)、岩礫のあるところ」を指し、「栗須、栗栖、来栖」等と記される(鏡味元一著、「日本の地名」、角川書店、昭和三九年、三三三頁)。

(三〇) 太政官翻訳、「日本西教史」、太陽堂書店、昭和六年、三七二—四頁。

(三一) 沼田、「紋章学」、八三三頁。

(三二) 中川秀成は、文禄元年、兄秀政の後を継ぎ、播磨の三木城主。文禄三(一五九四)年に豊後の岡城主となり、慶長十七(一六二二)年に逝去した。

(三三) マリオ・マレが著、「続豊後切支丹史料」、ドン・ボスコ社、昭和二年、一三三—三三頁。

(三四) *Cartas do Japão* Evora 1598. II. 4156v.

(三五) 村上直次郎訳、「耶穌会の日本年報」、第二輯、拓文堂、昭和一九年、六九頁。

(三六) *Cartas op. cit.* II. f. 157.

(三七) フォイスは、「城主(Capitão)のCapitão da fortaleza (Cartas. II. f. 159v) das senhor da fortaleza (Ibid. f. 153) と言書いた。Sen hor」は「領主、主君、城主、貴人寺、種々の意味にとれる。

(三八) 「史料綜覧」、卷十二、一〇五頁。「宇野主水日記」(改定史籍集覧、一五輯、四六四頁)には、九月三日の條に、「今朝……高山右近播磨明

石へ中川藤兵衛捕州三木へ被遣儀」とある。この年の日本曆を洋曆に換算することには困難がある。即ち、西歐カトリック教団では、一五八八年からグレゴリオ曆が採

出されたが、日本にその報らせが届いたのは、一五八五年七月末日と認められ、在日宣教師が、どの報せ目録の記事からグレゴリオ暦に変えたか明確でないからである。然し、別著で検討したところにより（拙著、「南蛮史料の研究」、前掲書、四八七—四九〇頁参照）、一五八五年七月三十一日の記事を、フロイスは、グレゴリオ暦で認めているから、ここでは同暦の日付で表わす。

(二九) この年報の原文は発見されていない。拙著、同右、一五六頁。

(三〇) *Aparatos para a História Religiosa de Macao, Prois; História de Japan 1583-1587, Sarda A.*

Manuscrito - Foto, f. 338v

(三一) *Cartas, Evora, op. cit. II, f. 156v*

(三二) 西村貞著、「キリシタンと茶道」、全国書房、昭和三年初版、昭和十六年再版、二二三頁。近頃、新版が刊行された。

(三三) 同右、二一四頁。

(三四) 中川氏がキリシタンと見なされたのは、古くは「甲子夜話」の一推測に基くが、村上直次郎博士のフロイス年報訳の注記と、西村貞氏の記事が誘因となっていることは既述の通りであり、中川家の紋章が一そう誤解を深からしめたのである。更にその説を裏付けるかに思われるのは、中川神社蔵の「南蛮鐘」である。それは「HOSPITAL SANTIAGO 1612」の銘と、前後二つの小さい十字が浮彫りになった高さ八十二種の欧風の鐘で、元は岡城内にあったという外、伝来経路は全く判らない。長崎の「サンテイアゴ病院」の鐘が移されて来たとする説（海老沢有道著、「切支丹の社会活動及南蛮医学」、富山房、昭和十九年、一九二頁。半田康夫著、「豊後のキリシタン遺跡」、いずみ書房、昭和三十六年、一一七—一八頁。竹村覚著、「キリシタン遺物の研究」、開文社、昭和三十九年、八二—一五頁）と、竹田で中川秀成が铸造したのであると言う説（西村、前掲書、二二一—二二七頁、北村清士著、「大分県の切支丹史料」、著書刊、昭和三十五年、二六—二七頁）があるが、何れも假説領域を出ない。これについては、同じ種類の京都妙心寺の「南蛮鐘」のことを併せ考える必要があろうと思われる。その鐘には、一五七七年の年号と、イエズス会の紋章が入っており、前年に、京都の南蛮寺が落成しているところから、妙心寺の鐘に間違いないと思われていたのであるが、元、東北地方にあったことが判明し、京都の南蛮寺のものとは、必ずしも言えないことになったのである（新村出、「南蛮寺の遺鐘」、同氏、「南蛮広記」所収。「所請、京都南蛮寺遺鐘の伝来に関する異説」、史林、一〇ノ四、同氏、「吉利支丹研究余録」所収）。このようなこともあるから、豊後竹田の「南蛮鐘」も、意外なところから伝来したことがあり得ると考えておく必要がある。「サンテイアゴ病院」の名称は、長崎とは限らぬのであり、例えば豊後水道に漂着したスペイン船の積荷と言ったことが判明するかも知れぬであろう。因みに太平洋船路のスペイン船は、一六〇九年に豊後へ、一六一六年に、土佐の清水と薩摩の坊の津へ漂着している（小野美子、「元和二年、土佐漂着イスパニア船について」、法政史学、二〇号、一四四頁）。要するに、中川

神社(岡城)に十字の紋章が入った南蛮鐘があることは、中川氏がキリシタンであったという証明にはならないし、同家の紋章が纏くづしであることとは無関係と言わねばならぬ。

(二五) 片岡弥吉教授は、高山右近の家紋は、「七曜星」であるとされ(カトリック大辞典、巻一、キリシタンの項)、久我五千男氏も、恐らくそれに基いて「七曜星」としておられるが、(南蛮美術展作品解説)、高岡市美術館、昭和四二年、絵画、四〇番)、確かな根拠があるうとは思われない。撰津の高山右近の郷里と認められる高山の光明寺に、右近が用いたと伝える机があり、それに紋章がついているが、筆者の記憶では、七曜星でもなく、およそ久留子紋ではなかった。賤ヶ岳合戦図屏風の高山右近の陣営に見える旗の紋も亦、異っている。

(二六) ヨハネス・ラウレス、柳谷武夫訳、「筑前、筑後のキリシタン」(キリシタン研究、第六輯)、五四—六九頁。

(二七) 西村貞、「茶道」、前掲書、二八五—六頁。

(二八) 拙稿、「織部灯籠の研究」、未刊。拙著、キリシタン——史実と美術」、淡交社、昭和四四年、参照。

(二九) *Cartas. Evora. op. cit. II. ff. 156v-160v.*

(四〇) 文化財調査会編、「日本の名城」、人物往來社、昭和三四年、八一—一一頁。

(四一) 金子堅太郎著、「黒田如水伝」、博文館、大正五年、一〇四、一〇九頁。

(四二) 日本染織刊行会編、「図解いろは引、標準紋帖」、京都書院、昭和四三年、二六〇頁。

(四三) 本稿では、十字の紋章に関することだけを記したが、キリシタンと十字の記号については、別に長文の一論を認めており、何れ遠からず発表の所存である。